



JALグループ、2017年7月1日～8月31日搭乗分「特便割引」を届出

2017年4月24日
第17012号

JALグループは、2017年7月1日～8月31日ご搭乗分「特便割引」の設定を決定し、本日、国土交通省へ届出しました。

各運賃の設定の概要は以下のとおりです。

1.「特便割引1・3・7」の設定

- (1) 設定期間 : 2017年7月1日(土)～8月31日(木)ご搭乗分
- (2) 設定便・運賃 : 別紙運賃表をご参照ください。
- (3) ご利用条件・取消手数料: JALホームページ<http://www.jal.co.jp/dom/fare/rule/> をご参照ください。

2.「特便割引21」の設定

- (1) 設定期間 : 2017年7月1日(土)～8月31日(木)ご搭乗分
- (2) 設定便・運賃 : 別紙運賃表をご参照ください。
- (3) ご利用条件・取消手数料 : JALホームページ<http://www.jal.co.jp/dom/fare/rule/> をご参照ください。

以上

◇東京(羽田・成田)、名古屋(中部)、北九州発着路線は、航空券ご購入の際に「旅客施設使用料」を航空運賃とともに空港ビル会社に代わって申し受けます。

料金額(1区間あたり) ()は小児

羽田: 290円(140円)、成田: 440円(220円)、中部: 310円(150円)、北九州: 100円(50円)